

働く人も雇う人も
ともに安心して
活躍する社会へ

「就業規則 簡易チェック」 のご案内

貴社の就業規則を 専門家
(社会保険労務士)
が無料で診断します。

STEP1

- ・ 就業規則の内容で重要となる27項目をチェックします!!
- ・ **×**の項目に対し、問題点を指摘します!!

(例) 育児・介護休業法による対象労働者への、所定労働時間の短縮措置等が就業規則上に記載されていません。

チェックリスト例

項目	確認事項	・×
服務規律	セクシャルハラスメントの禁止について定めている。	
休暇等	産前産後休業、育児介護休業、育児時間等について、法定どおり定めている。	×
定年、 退職、解雇	65歳までの雇用確保措置を講じている。	

東京労働局 就業規則作成の手引き(就業規則確認リスト)に基づき専門家がチェック致します。

STEP2

問題解消のため、モデル就業規則条文をアドバイスします!!

(例) 3歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第 条の所定労働時間について以下の様に変更することができる。

- ・ 所定労働時間を6時間とする。

厚生労働省労働基準局監督課 モデル就業規則 等に基づき専門家がアドバイス致します。

同一相談者のご相談は3回まで、1回の相談時間は1時間以内とさせていただきます。簡易チェックの範疇を超える個別の事情に対応した条文の作成等は受けかねますのでご承知ください。

お申込み
お問合せ

愛知県雇用労働相談センター

0120-544-610 FAX:052-563-5262

<http://aichi-elcc.jp/>